

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
市長の役割と 責務	<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市長は、市民等とともに市民自治によるまちづくりを推進するという認識に立ち」として、本条例の目的を達成するための基本理念に則り、行政運営の方針を毎年明らかにして、計画的に行政の運営を遂行する責務を規定しています。 ・市長が自ら任命権者として職員を適切に指揮監督し、本条例で定める基本理念、原則に基づく創設すべき制度等を整備し、そのための職員の適正な配置や教育・研修体制などの環境を整えることを規定しています。 ・市長が選挙時に掲げた自らの公約（公職選挙法第142条の2に基づく）を実行するため、総合計画に適切に反映することに努めることを規定しています。 ・市長が長期にわたって在任することにより、市長の資質如何によって自治の低下を招かないように努めることを規定しています。清新で活力ある市民自治が低下を招かないよう、情報公開の徹底、行政運営の透明性、議会との適 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、市民から選挙で選ばれ、市政を運営する執行機関の代表で、地方自治体を統括し、各種の行政委員会の仕事を調整する権限があります。ここでは、市長は、公職者として、公正で誠実に市民本位の市政を推進する責務があることを規定しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の地方公共団体は、首長と議会議員がいずれも住民による選挙で選ばれるという二代表制をとっており、その一方である首長（市長）の役割・責務について定めています。市長は、行政における執行機関の一つですが、直接選挙により選ばれていることから、その役割・責務は特に重大です。 ・市長には、市民のため、公正かつ誠実に市政を運営することが求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は行政組織を代表、統括し、また、事務を管理・執行する者であり、本条例の趣旨を理解し、先頭に立って実行するものでなければなりません。 ・また、市長は市の将来のビジョンを示し、夢を語るべきであるという意見もありました。 ・議会が提出された案件を審議し判断する為には、現状や決定に至る経緯等の行政が持っている情報（行政情報）の開示が必要です。 ・具体的には、争点情報（解決すべき課題を整理し、策定過程での争点や議論の内容等）、基礎情報（地域特性を表わす統計資料や財務状況等）、専門情報（個別課題解決のための技術情報）等です。 ・職員も市民も経験したことがない人口減少・超高齢化社会に突入する時代においては、正解のないまちづくりの課題に果敢に立ち向かう大勢の職員の育成が必要であり、この視点から専門職の育成の記述が必要であるという

提言書と他市条例の比較（行政・実効性の確保）

H26.9.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
	<p>切な緊張関係によるチェック&バランス、市民等との協働など、常に自らの襟を正し、市民自治を推進することを規定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の能力向上と意欲を高めることについて規定しています。地方分権による自治体への権限移譲に伴い、新しい諸課題や多様化する公共ニーズに応えるため、職員個々の政策形成能力や立法作業などの能力を培い高めるとともに、人事評価制度の適正な制度の拡充を想定しています。また、研修については、既存の研修制度だけでなく、NPOなどとの人事交流や民間企業への派遣研修等を想定しています。 			<p>意見もありました。</p>

提言書と他市条例の比較（行政・実効性の確保）

H26.9.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
市長の役割 と責務	市長は、市民等とともに市民自治によるまちづくりを推進するという認識に立ち、毎年、行政の運営に関する基本方針を明らかにし、職務を遂行しなければなりません。(第 37 条第 1 項) 市長は、選挙において自らの公約を総合計画に反映させるよう努めなければなりません。(第 37 条第 3 項)	市長は、公職者としての責任を自覚し、公正かつ誠実に市政を運営し、市民本位の市政を推進しなければならない。(第 20 条第 1 項) 市長は、市政の総合的かつ計画的な方針を示し、市政を運営しなければならない。(第 20 条第 2 項)	市長は、市民のため、公正かつ誠実に市政を運営します。(第 19 条)	市長は、市民の目線に立ち、住みよいまちの実現のため、市民との協働の推進、健全な財政運営に努めるとともに、効果的・効率的で質の高い市政を執行する責務を有します。(第 25 条第 1 項)
市長と議会の 関係				市長は、議会に政策研究および審議に必要な次に掲げる情報を適切に提供するとともに、緊密で緊張感ある関係を保ち、市政運営を行うものとします。 (1) 政策を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の自治体で類似する政策との比較検討 (4) 市民参加の実施の有無及びその内容 (5) 総合計画との整合性 (6) 財源措置 (7) 将来にわたる効果及び費用 (第 25 条第 2 項)

提言書と他市条例の比較（行政・実効性の確保）

H26.9.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
職員の採用・ 登用・配置	市長は、職員を適切に指揮監督して行政運営を行うとともに、職員の能力向上に努めなければなりません。(第 37 条第 2 項) (行政組織及び職員の能力開発等) 市は、職員の能力と意欲を高め、政策形成能力を向上させるため、人事評価、人事交流及び職員研修の制度の充実に努めなければなりません。(第 26 条第 3 項)			市長は、社会経済情勢および市民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応することができるよう、適切な定員管理と能力および適性に 応じた職員の採用、登用および配置に努めるものとします。また、職員の総合的かつ専門的な政策形成能力と市民等との協働によるまちづくりに必要な資質の向上のため、職員研修の機会を設けるなど、その育成に努めます。 (第 25 条第 3 項)
市長の任期	市長は、長期にわたって在任することによって、自治の活力の低下を招かないように努めなければなりません。(第 37 条第 4 項)			

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
執行機関・公 営企業管理者 の役割・責務 【解説】		<ul style="list-style-type: none"> ・市長以外の執行機関の責務について規定しています。市長以外の執行機関は、市における重要な職務を担う組織であり、それぞれの責任と判断の下で職務を執行しなければなりません。 ・地方自治法第138条の3の「すべて一体として、行政機能を発揮する」という組織機能を踏まえた上で、市長の総合的な調整の下、市長や他の執行機関と協力して、市民本位の市政を推進しなければならないこととしています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・執行機関は、公平、公正、誠実、迅速及び効果的に事務を執行することを定めています。また、市民の福祉の増進を図る上での大前提である市民のニーズを的確に把握するよう努めることを定めています。 ・執行機関は、社会情勢の変化に対応するなど、必要に応じてその組織を柔軟に改めることを定めています。また、職員の人員配置、研修及び出向などを通じてその職務能力の向上を図るよう努めることが定められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本条例の運用にあたっては、市長所轄の執行機関だけでなく、他の執行機関及び公営企業管理者も、その趣旨に沿った運営が求められます。
執行機関・公 営企業管理 者の役割・ 責務		(市長以外の執行機関の責務) 市長以外の執行機関は、市長の所轄の下に、互いに連絡を図り、すべて一体として、市民本位の市政を推進しなければならない。(第21条)	執行機関は、公平、公正、誠実、迅速及び効果的に事務を執行するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市民のニーズの的確な把握に努めます。(第20条第1項) 執行機関は、社会情勢の変化などに対応するため、その組織を柔軟に改めるとともに、職員の職務能力の向上を図るよう努めます。(第20条第2項)	市の執行機関および公営企業管理者は、この条例の趣旨を尊重し、その権限に属する事務事業を自らの責任の下、公正かつ誠実に実行するとともに、市長と相互に連携し、効率的で効果的な組織運営を行い、市民本位の市政の推進を担うものとします。(第26条)

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
災害対策				
【解説】	<p>・大規模地震や洪水などの自然災害あるいはテロ行為、ガス爆発等の人為的な災害が起きた場合に備えて、災害を未然に防止するための管理体制や被害を最小に抑えるための対応策を確立し、日ごろから迅速で機能的な行動が図れる体制を確立し、市民の身体、生命、財産等を災害から守るための体制整備について規定しています。ただし、第一義的な緊急時の応急処置などを、市民等を対象とするのは言うまでもありません。</p> <p>・大規模災害が発生した場合、流山市だけの対応では限界があることから、近隣市や遠隔の姉妹都市等との連携した危機管理体制の確立について規定しています。</p>	<p>・災害時に対応するための連携・協力について規定しています。災害等とは、地震、台風、大雨等の自然災害、新型インフルエンザ等のことをいいます。災害時における市民等の生命、身体、財産等の安全性の確保は、市の基本的かつ重要な役割であり、また、市民等・事業者・行政等との相互協力も不可欠です。</p>		<p>・未曾有の大災害となった東日本大震災以降、防災に対する市民の関心が高まっています。市民に最も身近な自治体である市には、市民等と連携を図った上で、防災対策を講じることが求められています。</p>
災害対策	<p>(危機管理体制の確立) 市は、市民の身体、生命、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に総合的かつ機能的な活動が図られるよう危機管理体制の確立に努めなければなりません。(第27条第1項) 市は、前項の目的を達成するた</p>	<p>(災害等に対する連携及び協力) 市は、市民等の生命、身体又は財産を災害等から守るため、災害等の防止及び発生時の対応に関し、市民等、関係行政機関、事業所等と連携し、及び協力するよう努めるものとする。(第</p>		<p>市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、総合的かつ機動的な活動を行うことができる体制等を整備するとともに、その対応にあたっては、市民および防災関係機関と連携を図るものとします。(第27条)</p>

提言書と他市条例の比較（行政・実効性の確保）

H26.9.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
	め、広域的な視点から近隣市や姉妹都市等との連携を図らなければなりません。(第 27 条第 2 項)	35 条)		

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
職員の役割と責務				
【解説】	<p>・職員が、全体の奉仕者として誠実、公正かつ効率的に職務を遂行することを規定しています。</p> <p>・職員が法令を遵守し、職務を遂行することを規定しています。地方公務員法第 32 条において「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規定に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」とされており、法令及び条例等(要綱、規定、指針などを含む)の遵守を改めて規定しています。</p> <p>・職員が、地域課題へ適切に対応した行政を運営していくため、必要な知識・技能等(必要な資格の取得、各種研修会等への参加やワークライフバランスを通じたの各種自己研鑽など)の習得の努力を規定しています。</p>	<p>・職員の責務について規定しています。職員は、地方自治法上では、長の補助機関として位置付けられていますが、市民本位の立場に立って、公正で誠実に職務を遂行し、職務に必要な知識の習得及び向上に取り組むことを規定しています。</p>	<p>・職員は、事務を実際に執行していること、市民と直接接する機会が多いことなどから、重要な役割・責務があります。</p> <p>・職員は、市民との協働によりまちづくりを進めることを定めています。</p> <p>・職員は、日本国憲法第 15 条第 2 項の規定により「全体の奉仕者」であることから、市民全体のために働くことを定めています。</p> <p>・これからのまちづくりを推進するために、職員自らが、その職務能力のより一層の向上に努めることを定めています。職員の能力向上は、市民サービスの向上に直接つながります。</p>	<p>・社会経済情勢の変化や市民意識の変容に伴って、自治体職員に求められる役割が変容しており、職員の意識変革を喚起する必要があります。</p> <p>・職員は、自治会や NPO、ボランティア団体等が新たな公共サービスの担い手であることを認識し、積極的に協働を進める必要があります。</p>

提言書と他市条例の比較（行政・実効性の確保）

H26.9.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
職員の役割 と責務	<p>職員は、全体の奉仕者として、誠実、公正かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。(第 39 条第 1 項)</p> <p>職員は、職務の遂行に当たっては、法令等を遵守しなければなりません。(第 39 条第 2 項)</p> <p>職員は、市民等の意向や行政運営上の課題に的確に対応するため、知識、技能等の習得に努めなければなりません。(第 39 条第 3 項)</p>	<p>職員は、市民のために公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の信頼にこたえ、市民本位の市政を推進しなければならない。(第 22 条第 1 項)</p> <p>職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。(第 22 条第 2 項)</p>	<p>職員は、市民との協働によりまちづくりを進めます。(第 21 条第 1 項)</p> <p>職員は、市民全体のために働くことを自覚し、市民の福祉の増進を図るため、質の高い行政サービスを提供します。(第 21 条第 2 項)</p> <p>職員は、自らの職務能力向上のため、必要な知識、技能等の習得及び向上に努めます。(第 21 条第 3 項)</p>	<p>職員は、まちづくりの主役が市民であることを理解し、市民とともにまちづくりを行う意欲を持って、常に従来の方法にとらわれず、さまざまな手法で誠実かつ効率的に職務にあたるものとします。(第 28 条第 1 項)</p> <p>職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、常に市民の立場に立って質の高いサービスの提供を行うものとします。(第 28 条第 2 項)</p> <p>職員は、自らの能力を向上させるため、自己研さんに努めるものとします。(第 28 条第 3 項)</p>

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
公益通報	<p>【解説】</p> <p>・本項は、公益通報者保護法の精神に基づき、職員の内部通報について規定しています。本市では「流山市職員等の内部通報に関する要綱」で、「(1)法令に違反する行為の事実、(2)市民等の生命、身体、財産その他の利益を害し、又はこれらに対して重大な影響を及ぼすおそれのある行為の事実、(3)公益に反し、又は公正な職務を損なうおそれのある行為の事実」を対象として定めています。これを勘案して本項では、広範に「適法かつ公正な市の行政執行を妨げ、市政に対する市民の信頼をき損するような行為」を適用範囲としています。</p> <p>・市及び議会が、第1項の規定に基づき内部通報をした職員に対し、それを理由にして一切の不利益な扱いを行わないことについて規定しています。</p>			<p>・すでに公益通報保護法及び公益通報の処理に関する要綱がありますが、職員の違法・不正行為を未然に防ぐため、まちづくり条例に位置づけました。</p> <p>・職員が政策の実施を故意に阻むまたは中止するなどにより、事務事業が中止し、市民に不利益が及ぶことを防ぐ措置を講じるべきという意見もありましたが、職員は職務命令に従って職務に従事しており、職務違反については地方公務員法等のルールで制限すればよいのではないかとの結論に達しました。</p>

提言書と他市条例の比較（行政・実効性の確保）

H26.9.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
公益通報	<p>職員は、適法かつ公正な市の行政執行を妨げ、市政に対する市民等の信頼を損なうような行為のあることを知ったときは、速やかにその事実を内部通報に関する機関に通報しなければなりません。(第 35 条第 1 項)</p> <p>市及び議会は、前項の規定による通報を行った者に対し、それを理由として不利益な取扱いをしてはなりません。(第 35 条第 2 項)</p>			<p>(市政の自浄)</p> <p>市政の運営に関し違法又は不当な行為の事実があることを職員が知ったときは、その事実を市長又は市長があらかじめ定めた者に通報するものとします。(第 29 条第 1 項)</p> <p>市長は、職員が前項の行為を行ったことにより不利益を受けることがないよう、適切な措置を講じるものとします。(第 29 条第 2 項)</p>

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
行政組織の整備				
【解説】	<p>・市が、市民のニーズに応じて行政の運営を行っていくため、組織横断的な行政組織を適切な形で構築していくことを規定しています。</p> <p>・市が、職員の能力と意欲を活かし、かつ、適正な職員数によって効率的かつ効果的な市民サービスを遂行するため、定員適正化計画の策定について規定しています。計画の内容は、職員の年齢構成、男女構成の適正化、障がい者の採用、民間企業等の職務経験者の採用、アウトソーシング計画との整合などが想定できます。</p>	<p>・地方分権の進展や市政の課題などに柔軟に対応することが必要であるため、内部組織の編成と職員の採用及び能力の向上を市の責務として規定しています。</p>		<p>・この提言の背景には、縦割り行政の弊害、ワンストップサービスの必要性、組織の整備による経費の削減効果などがあります。</p> <p>・例えば DV や高齢者、外国人の問題などで、複雑に問題が絡み合っている場合、担当課がバラバラで、困るケースがあります。関係課が互いに連携することが必要です。</p>
行政組織の整備	<p>市は、行政運営上の課題や市民等の要望の変化に迅速に対応できるよう行政組織を整備しなければなりません。(第 26 条第 1 項)</p>	<p>(組織及び人事)</p> <p>市は、効率的かつ機能的で社会情勢の変化等に柔軟に対応することができる内部組織を編成するものとする。(第 25 条第 1 項)</p> <p>市は、その内部組織が政策の企画立案及び実施に当たり、先見性及び創造性を発揮できるよう、職員の採用及び能力の向上に取り組むものとする。(第 25 条第 2 項)</p>		<p>市は、市民ニーズに適切に対応した総合的な行政サービスを行うため、組織の横断的な連携を図るなどの組織体制を整備し、効率的な組織運営を行うものとします。(第 30 条)</p>

提言書と他市条例の比較（行政・実効性の確保）

H26.9.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
定員適正化 計画	市は、総合的な視点から定員適正化計画を策定しなければなりません。(第 26 条第 2 項)			

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
総合計画等	<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法の一部改正(平成23年5月2日公布)により、市町村の基本構想に関する規定が削除されましたが、基本構想について、本条ではこれを再定義し、策定することを規定しています。 ・総合計画の基本構想及び下位計画である基本計画については、議会におけるチェック機能の強化及び市民意向の反映の観点から、議会での議決を経ることを規定しています。 ・市長は総合計画について、社会・経済情勢等が大きく変化し、内容との間にかい離が生じたときは、必要に応じて見直しを行うことについて規定しています。 ・計画行政の推進という面から、市が行う政策・施策・事業については総合計画に根拠をおくことを規定しています。 			<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権改革の一環として、地方自治法の総合計画策定義務が削除されました。しかしながら、総合的かつ計画的なまちづくりのためには、総合計画の策定が必要であり、この条例にその根拠を置くことが必要であると考えます。市民参加による計画策定、適切な進行管理を明確に位置づける必要があることは言うまでもありません。 ・まちづくりの基本理念や体系ごとの施策を位置づけた総合計画が存在する一方で、市長が選挙で掲げるマニフェストがあります。両者の整合性を図り、柔軟性のある運用を図る必要があります。

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
総合計画等	<p>市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、流山市の最上位計画として、基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画（以下「総合計画」という。）を策定します。（第22条第1項）</p> <p>市長は総合計画における基本構想のほか、その直近の下位計画である基本計画についても、議会の議決を経なければなりません。（第22条第2項）</p> <p>市長は、社会経済情勢等が大きく変化し、総合計画の内容との間にかい離が生じたときは、これを見直すものとします。（第22条第3項）</p> <p>市が行う政策は、総合計画に根拠を置かなければなりません。（第22条第4項）</p>			<p>市は、まちづくりを行うため、基本構想・基本計画・実施計画から成る総合計画を策定し、その実現を図ります。その策定および実施にあたっては、中長期的な視野に立ち、人口の推移や財政の見通しと整合性を図るものとします。なお、基本構想は議会の議決を経るものとします。（第31条第1項）</p> <p>市は、他の重要な計画の策定にあたっては、総合計画との整合性を図るものとします。（第31条第2項）</p> <p>市は、総合計画および他の重要な計画の策定に際しては、市民が参加するために必要な措置を講じます。（第31条第3項）</p> <p>市の政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければなりません。（第31条第4項）</p> <p>市長は、総合計画に基づく事業について、適切に進行管理を行い、その状況を市民に公表します。（第31条第5項）</p>

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
財政運営	<p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年 6 月に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(地方財政健全化法)において 4 つの指標(将来負担比率、実質公債費比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率)が示され、総合的な財政状況を的確に把握し、健全化を図るものとされています。本条は、これを踏まえたうえで、流山市の財政運営の健全化への方向性を示しています。 ・財政運営に関する基本的な考え方、原則を規定しています。継続的に行政の効率性を高める努力、自主財源の確保などにより健全な財政状況の確保に努めることを規定しています。 ・財政状況や財産の保有状況などに関する情報について、出資団体を含む連結決算を行い、財政情報を作成し、市民に分かりやすい形で公表することを規定しています。 ・市長が財政運営における目標値を定め、中長期的な財政計画を策定することを規定しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行財政運営の基本原則をはじめ、市民本位の市政を進めるための基本的な事項について規定しています。 ・「自治の基本理念及びその実現」に基づき行財政運営の基本原則について規定しています。この基本原則の下に、地方自治法等に規定されているもので、行財政運営の根幹となる規定(長期総合計画、組織及び人事、財政運営)と、市民本位の市政の推進のための基本的事項(情報共有、個人情報保護、苦情及び要望への対応、評価及び検証、行政手続、政策法務)について規定しています。市民の福祉とは、地方自治法第 1 条の 2 に規定される住民の福祉をいいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市政運営の重要な要素である財政について、その基本的な考え方を定めています。 ・市長は、地方自治法第 2 条第 14 項に定められている「最少の経費で最大の効果を挙げること」を財政運営の柱とし、持続可能な健全財政の確立を図ることを定めています。 ・市長は、財政についての説明責任や透明性の確保を担保するため、財政状況を的確に把握し、市民に公表・説明することを定めています。平成 19 年 6 月に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(地方財政健全化法)において、4 つの指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)が示され、総合的な財政状況を的確に把握し、財政の健全化を図るとされています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政状況の予測については、3 か年実施計画や基本計画の財政推計が行われていますが、中長期的な財政見通しを明確にしないまま事業を行うことは、財政基盤を危うくする原因にもなります。 ・複式簿記でバランスシートや収支計算書を作成し、市民に分かりやすく公表すべきという意見もありましたが、公会計制度改革の動向を見ながら、実務とのすり合わせが必要です。

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
	<p>・財政の運営にあたっては、透明性を確保するとともに、財政状況及び中長期的な財政計画を公表する場合は、市民にわかりやすい形で公表することを規定しています。</p> <p>・市長は、歳入における市税の 2 割を超える地方債を発行するような、市政における大きな後年度負担を伴う事業を実施する場合、市民投票などの多様な方法によって市民に意見を求めなければならないことを規定しています。</p> <p>・「歳入における市税の 2 割を超える地方債の発行」とは、実施する場合において、その事業が複数年に亘る事業であっても、その全体事業費にかかる地方債の額が単年度における市税収入の 2 割を超える地方債を発行する場合をいいます。</p> <p>・「市民投票などの多様な方法によって」とは、すぐに市民投票を実施するのではなく、地域での PI、アンケート、タウンミーティング、市民意識調査などの様々な手法による議論を行い、それでも市民論議の意見がまとまらない場合、市長は非常設の個別単</p>			

提言書と他市条例の比較（行政・実効性の確保）

H26.9.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
	<p>独型の市民投票条例を制定し、市長の発議による市民投票の手続きを行なうこととなります。</p> <p>・市長が、健全な財政運営の体制や仕組みを構築することを規定しています。財政が逼迫しないためには、情報公開の徹底、計画づくりからの市民参加、議会とのチェック&バランスの体制を整えるとともに、財政健全化法に基づいた 4 つの指標(将来負担比率、実質公債費比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率)の下、総合的な財政状況を的確に把握し、財政運営の健全化とその制度を構築することを想定しています。</p>			

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
財政運営	<p>市長は、財政の状況を総合的に把握し、分析を行い、もって明確な方針のもとに市民サービスの質を維持し、向上させるとともに最少の経費で最大の効果を挙げる健全な財政運営を行います。(第 23 条第 1 項)</p> <p>市長は、財政状況及び財産の保有状況につき出資団体を含む連結決算を行い、財政情報を作成しなければなりません。(第 23 条第 2 項)</p> <p>市長は、財政運営における目標値を定め、自立的な財政基盤の強化に努めるとともに、中長期の財政計画を策定しなければなりません。(第 23 条第 3 項)</p> <p>市長は、財政運営の透明性を確保するとともに、第 2 項の財政情報及び前項の中長期の財政計画を市民に分かりやすく公表しなければなりません。(第 23 条第 4 項)</p> <p>市長は、歳入における市税の 2 割を超える地方債を発行する事業を実施する場合は、市民投票などの多様な方法によって必ず市民に意見を求め、その結果を尊重しなければなりません。(第</p>		<p>市長は、最少の経費で最大の効果を挙げることを財政運営の柱とする、持続可能な健全財政の確立を図ります。(第 22 条第 1 項)</p> <p>市長は、財政状況を市民に分かりやすく公表し、かつ、説明します。(第 22 条第 2 項)</p>	<p>市長は、市政の運営が現在および将来の市民の負担の上に成り立っていることに鑑み、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、財政運営を行うとともに、中長期的な視野に立ち、社会経済情勢や市民ニーズの変化に適切かつ迅速に対応することができるよう、持続可能で健全な財政基盤を確立するものとします。(第 32 条第 1 項)</p> <p>市長は、予算の執行状況、財政状況の現状およびその予測について、インターネット等を活用し、市民に分かりやすく速やかに公表するものとします。(第 32 条第 2 項)</p>

提言書と他市条例の比較（行政・実効性の確保）

H26.9.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
	23 条第 5 項) 市長は、財政運営の健全化、 公開性及び効率性を推進する 制度を構築します。(第 23 条第 6 項)			

提言書と他市条例の比較（行政・実効性の確保）

H26.9.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
監査				
【解説】				<p>・現在行われている監査の位置付けは、「予算執行や契約などの財務に関する事務が適切に行われているか、財産が適正に管理されているかなど、市民に代わりチェックする」とされていますが、法第199条第2項に基づく行政監査も実施される必要があります。</p> <p>・監査結果はわかりやすく速やかに公表される必要があります。</p>
監査				<p>監査委員は、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理を監査するほか、事務の執行について監査（行政監査）するものとします。</p> <p>監査委員は、監査方法の充実に努めるとともに、その結果を市民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。</p>

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
<p>行政評価</p> <p>【解説】</p>	<p>・市は、効果的かつ効率的行政運営を進めるため、行政評価を実施していくことを規定しています。行政評価とは、市の事業のすべてである総合計画に位置付けられた体系の政策・施策・事業の効果・成果や効率性などを検証・評価し、評価結果をわかりやすく公表するとともに、その評価の過程で発見された課題について整理し、事業の見直しや計画、予算に反映させ、新たな目標値を定めて事業を実施していくことです。</p> <p>・市は、行政評価の結果に基づき、政策・施策・事業の有効性、必要性を見極め、これらの見直しや選択など総合計画の見直しを含め、進行管理を行うとともに予算の編成に反映させることを規定しています。</p> <p>・市は、行政評価を行う際には、行政評価の客観性や透明性を高めるため、市民等による外部評価も用い、結果については分かりやすく市民等に公表することを規定しています。</p>	<p>・執行機関は、効率的で効果的な市政運営を行うため、政策等について評価及び検証し、その結果を市民に公表することを規定しています。</p> <p>・また、執行機関が、自ら評価及び検証を行うだけでなく、参加や第三者による視点を入れることも、手法の一つとしてとり入れていくことを努力義務としています。</p> <p>・本条において、「評価及び検証」としているのは、現行の行政評価は評価及び検証の一つの方法であり、将来的に、その方法や名称等も変化していく可能性があるためです。</p>		<p>・現在の行政評価は、市民に分かりにくく、その実効性が疑問視されます。</p> <p>・行政評価に外部評価の仕組みを取り入れる必要があると考えます。</p> <p>・すでに事務事業の改善のために評価結果を利用していますが、一次評価は事業の担当者が作成するなど、ほとんどすべての職員が行政評価に関わっていると考えられることから、事業の見直し、予算配分や人材育成のための資料としても活用できるとよいという意見もありました。</p>

提言書と他市条例の比較（行政・実効性の確保）

H26.9.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
行政評価	<p>市は、効果的かつ効率的に行政を運営するため、政策、施策及び事業の全てについて行政評価を実施しなければなりません。(第 24 条第 1 項)</p> <p>・市は、前項の行政評価の結果に基づき政策、施策及び事業を見直すとともに、これを総合計画の進行管理及び見直し並びに予算の編成に反映させなければなりません。(第 24 条第 2 項)</p> <p>・市は、第 1 項の行政評価を行うときは、市民等の参加による方法を用いるよう努めるとともに、その行政評価の結果を市民等に分かりやすく公表しなければなりません。(第 24 条第 3 項)</p>	<p>(評価及び検証)</p> <p>執行機関は、効率的かつ効果的に市政を運営するため、その取組を評価し、及び検証し、その結果を公表するものとする。(第 29 条第 1 項)</p> <p>執行機関は、前項に規定する評価及び検証に当たり、執行機関以外の者の意見を取り入れ、その客観性及び透明性の確保に努めるものとする。(第 29 条第 2 項)</p>		<p>市は、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、総合計画および他の重要な計画に基づく政策等の成果および達成度についての行政評価を実施し、その結果を市民に公表するとともに、政策等の改善に反映させなければなりません。(第 34 条第 1 項)</p> <p>市長は、評価しようとする政策等の特性に応じて、市民および学識経験者による評価の仕組みを整備しなければなりません。(第 34 条第 2 項)</p>

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
政策法務				
【解説】	<p>・地方自治法第2条第12項で、「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。」(後段落)とされています。この趣旨に則り地方分権により拡大された自治体の条例制定権を活用し、積極的に自主立法を行い、政策を実現していくことを規定しています。</p>	<p>・市は、地域の実情に合わせた政策を実現するために、条例の制定又は改廃、法令等の解釈運用等の法務を活用して、地域の課題に適切に対応するよう努めることについて規定しています。 ・平成12年(2000年)4月の地方分権一括法の施行により、地方自治体による法令の自主解釈権が認められ、条例制定権が拡充されたことを踏まえています。執行機関は、条例、規則等の制定又は改廃、法令の解釈といった政策法務の向上に努めることとしています。</p>		<p>・地方分権一括法の施行により、通達行政が廃止され、地方自治体には解決すべき問題に最も近いところで政策をつくること、その政策の実施方法を法的な表現をして位置づけることが求められています。</p>
政策法務	<p>(法令の活用による政策実現) 市は、行政運営上の課題や市民等の要望に対応するため、法令等を主体性をもって解釈するとともに、自治立法権を積極的に行行使することその他多様な方法によって、政策の実現に努めなければなりません。(第25条)</p>	<p>執行機関は、地域の実情に合わせた政策の企画立案及び実施のため、政策法務能力の向上に努めるものとする。(第31条第1項) 市は、条例及び規則を体系的に、かつ、分かりやすく整備するものとする。(第31条第2項)</p>		<p>市は、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、これを適切に運用するとともに、条例、規則その他の規定(以下「条例等」という。)を適切に制定または改廃する手続きを行うものとします。(第35条第1項) 市長は、市の基本的な制度を定める条例、市民に義務を課し、権利を制限する条例または市民生活もしくは事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例の制定または改廃に着手するときは、</p>

提言書と他市条例の比較（行政・実効性の確保）

H26.9.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 （提言書）
				その趣旨を適切な方法で公表するものとします。ただし、公表しないことについて合理的な理由があるときは、この限りではありません。（第 35 条第 2 項）

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
行政手続				
【解説】	<p>・行政運営の構成の確保と透明性の透明性の向上を図り、市民等の権利と利益を保護するための処分や行政指導等を行なうための基準及び手続きを定めることを規定しています。流山市行政手続条例第 1 条では「この条例は、行政手続法（中略）の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続きに関し、共通する事項を定めることにより、（後略）」と規定しており、必要に応じてこの行政手続条例の改正や、他の制度等を構築していくことを想定しています。</p>	<p>・市民本位のまちづくりを進めていく上で、市政の運営における公正と透明性の向上を図る観点から、規定しています。</p> <p>・行政手続については、行政手続法、小平市行政手続条例があります。</p>		<p>・権限の行使については、その根拠を明らかにするとともに、十分な説明が行われることが必須です。</p>
行政手続	<p>市は、市民等の権利利益を保護するため、処分、行政指導及び届出に関する手続きを定め、透明で公正かつ公平な行政手続を確保しなければなりません。（第 32 条）</p>	<p>執行機関は、市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民等の権利利益を保護するため、処分、届出及び行政指導に関する手続を適正に行わなければならない。（第 30 条）</p>		<p>市は、市民の権利利益を保護するため、処分、行政指導および届出に関する手続について、透明かつ公正な行政手続を確保するとともに、根拠法令、条例等に基づき、市民に分かりやすく説明するものとします。（第 36 条）</p>

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
<p>国等との連携</p> <p>【解説】</p>	<p>・平成 12 年の地方分権一括法の施行に伴い、機関委任事務の廃止など、国の地方公共団体に対する指揮監督権が廃止され、国と地方公共団体間に法律上の上下関係はなくなり、対等・協力の関係となりました。本条は、一地方公共団体である地方政府としての流山市が、国・県と対等な関係のもと、協力して地方自治を推進するとともに、必要に応じて、国や県の制度等の改善を提案していくことを規定しています。</p> <p>・行政の抱える様々な課題の中で、近隣自治体と協力して解決することで効率的、効果的な課題があることから、広域行政を進める視点から近隣自治体との連携協力について規定しています。</p> <p>・近隣の自治体のほか、防災等の分野に関しては、「災害支援協定」など近隣の自治体に限らず、姉妹都市や友好都市などと広域的な連携、協力が必要となることを規定しています。</p> <p>・市民自治によるまちづくりに関し、市外の人々からも広く知恵や</p>	<p>・市と国、都及び近隣市との連携、協力などの広域的な課題の基本的な考え方について規定しています。</p> <p>・地方分権一括法の施行に伴い機関委任事務が廃止され、国と地方との関係は制度的にも対等・協力と位置付けられました。市は自己決定・自己責任の原則の下で、より地域の実情に応じた市政運営を行うことが求められており、国及び都との適切な協力関係の下、自らの公共課題の解決を図るとともに、市の自主・自立的発展のため、国及び都に対して政策及び制度の改善などに関する意見・提案を行うことを規定しています。</p> <p>・ここでは、団体自治についても一層積極的に取り組み、地方自治体が自らの意思と責任の下で、自主・自立的な市政運営を行うことを規定しています。</p> <p>・行政需要の多様化や政策課題の広域化などにより、一地方公共団体では対応できない課題が多くなってきています。そのような状況を踏まえ、共通する課題</p>	<p>・市が、国や県、関係地方公共団体のみならず、その他の機関と連携して課題解決に当たることを定めています。その他の機関としては、大学、研究機関などが考えられます。</p>	<p>・本条例の趣旨について、国や県、その他地方公共団体に理解を求め、意見交換を行っていく必要があります。</p>

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
	<p>意見を求め、より良い市民自治によるまちづくりを推進することを規定しています。市外の人々には、専門的な知識を持つ学識者や流山市内の歴史や自然などに造詣が深いなど特定の事柄に精通した人々がいます。そうした人々と連携していくことを規定しています。</p> <p>・市の現状に即した自治体レベルでの国際交流を規定しています。また、国際交流や協力は、市だけが行うものではなく、市民レベルでの活発な国際交流が行なわれることも想定しています。</p>	<p>を解決するために、他の地方自治体等との連携・協力を図っていくことを規定しています。</p> <p>・地球温暖化に代表される環境問題などに対して、市は、地域の課題が国際的な課題に深くかかわっていることを認識し、その課題解決に当たっては、一地方自治体の立場としてはもとより、国際的協力の下に取り組むことを規定しています。</p>		
<p>国等との連携</p>	<p>(国及び千葉県との協力等) 流山市は、国及び千葉県と対等な立場であり、流山市の自主性を踏まえた上、地方自治の発展のために、国及び千葉県と協力するとともに、政策及び制度の改善等に関する提案を積極的に行います。(第 18 条)</p> <p>(近隣等の自治体との協力) 流山市は、行政運営上の課題の解決と市民サービスの向上を図るため、広域的な観点から、近隣自治体と相互に連携し、協力するよう努めます。(第 19 条第</p>	<p>(国及び都との関係) 市は、国及び東京都と適切な関係を保ち、基礎自治体としての充実及び発展を図るために必要な制度、政策等の改善について両者と協力して行うよう努めるものとする。(第 33 条)</p> <p>(他の地方公共団体との関係) 市は、共通する課題を解決するため、他の地方公共団体と互いに連携し、及び協力するよう努めるものとする。(第 34 条)</p>	<p>市は、共通する課題を解決するため、国、関係地方公共団体その他の機関と相互に連携し、協力するよう努めます。(第 23 条)</p>	<p>市は、国、県、その他地方公共団体と適切な役割分担の下、相互に協力するとともに、地方分権を推進するため、自立に向けて改革を推進します。(第 37 条)</p>

提言書と他市条例の比較（行政・実効性の確保）

H26.9.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
	1項) 流山市は、姉妹都市及び友好都市をはじめとする前項以外の自治体と共通するまちづくりの課題について連携し、協力し、その解決に努めます。(第19条第2項)			
市外の人々との連携	(市外の人々との連携) 市民等、市及び議会は、市外の人々との連携を図り、その知恵や意見を市民自治によるまちづくりに活用するように努めます。(第20条)			
国際交流	市民等、市及び議会は、国際交流を推進し、諸外国の自治体等と協力して、平和、人権、環境等の地球規模の諸問題に取り組むとともに、相互の理解を深めるように努めます。(第21条)	市は、人類が共通して直面する環境問題その他の国際的な課題が地域の課題と深くかかわっていることを認識し、国際社会の一員としてその解決に取り組むよう努めるものとする。(第36条)		

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
審議会等	<p>【解説】</p> <p>・審議会等が果たすべき役割として、「様々な特定事項に関して、市長からの諮問に基づき答申する」役割を担っています。「委員構成における多様性の保持に留意する」とは、委員を選任する際、専門的な知見のほか、年齢層、男女別、地域性などに配慮することも必要です。「可能な限り市民から公募」とは、審議会等の役割である答申の中に、専門的見地に加え、可能な限り市民の声を活かしていくことを表しています。</p> <p>・審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならないことを規定しています。これは、市が定める「流山市審議会等の公開に関する指針」の中でも、重要な原則としており、本条例にも謳いました。</p>			
審議会等	<p>市は、審議会等（附属機関その他の市の設置する合議体の機関をいう。次項において同じ。）の委員を選任する場合は、委員構成における多様性の保持に留意するとともに、可能な限り市民から公募するものとします。（第 28</p>			

提言書と他市条例の比較（行政・実効性の確保）

H26.9.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
	条第1項) 市は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければなりません。(第28条第2項)			

提言書と他市条例の比較（行政・実効性の確保）

H26.9.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
苦情等への対応				
【解説】	<p>・市は、市民等から寄せられる行政の運営に関する苦情や要望等の対応については、市民等の権利と利益を擁護し、また、公正で透明な行政の運営を図るため、迅速で適切な対応ができるよう、体制の整備に努めることを規定しています。そして、それらの苦情等が改善されるよう行政施策に反映させていくことを規定しています。</p>			
苦情等への対応	<p>市は、行政の運営に関する苦情等を公正に、かつその苦情等について関係のある者との間においては中立な立場で、迅速に処理しなければなりません。(第 33 条第 1 項)</p> <p>市は、行政の運営に関する苦情等に対しては、市民等の権利利益を擁護し、公正かつ迅速な処理を図るため、適正な体制整備に努めます。(第 33 条第 2 項)</p>			

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
倫理				
【解説】	<p>・市長及び議会は、二元代表制のもとに信託された者として、政治倫理の確立と公務に対する市民等の信頼性の確保が強く求められていることに応えることを規定しています。市長及び議会については、各々「政治倫理の確立のための流山市長の資産等の公開に関する条例」や「流山市議会議員政治倫理条例」が制定されていますので、この遵守を想定しています。</p> <p>・職員の公務に対する市民の信頼を確保するために、市としての倫理に関する制度を整備して、それを遵守することを規定しています。職員についても同様に、全体の奉仕者としての公務員倫理は不可欠です。地方公務員法第30条では「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。また、同法では「サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守</p>			

提言書と他市条例の比較（行政・実効性の確保）

H26.9.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
	<p>る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限」などが謳われています。</p>			
倫理	<p>市長及び議会は、政治倫理に関する原則及び制度を定め、政治倫理の確立と公務に対する市民等の信頼の確保を図らなければなりません。(第 34 条第 1 項) 市長は、公務員倫理に関する原則及び制度を定め、公務に対する市民等の信頼の確保を図らなければなりません。(第 34 条第 2 項)</p>			

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
実効性の確保				
【解説】	<p>・市民自治を支える市民等、市長、議員及び職員が、この条例の趣旨を十分に理解し、市民自治によるまちづくりを推進していくことを規定しています。</p> <p>・この条例のいう市民自治は、ただ単に見守って育つものではなく、市民等、市長、議員及び職員がそれぞれ役割を認識し、自ら行動し、まちづくりを進めていくことが大切です。</p> <p>・条例の実効性を確保するため、条例の制定や仕組みの制度化などについて、年次計画を定め、その運用状況を調査検討し、その結果を毎年公表していくことを規定しています。</p> <p>・市は、この条例の実効性を確保するため、市民等及び市民自治によるまちづくりを推進する担い手である地域コミュニティとの意見交換の場を設け、その結果について協議検討し、今後の年次計画に反映させるとともに、市民等及び地域コミュニティとの役割分担のもと市民自治の推進に向けて連携していくことを規定しています。</p>		<p>・条例は、制定して終わりではありません。制定後、その条例の趣旨や精神が、関係者に共有され、実際の活動などに生かされることが大切です。</p> <p>・まちづくりの担い手である、市民並びに議会及び執行機関が、この条例を遵守することを定めています。</p> <p>・条例の実効性を確保するため、市長が、条例の運用状況を調査、公表し、その結果に基づき、よりよいまちづくりを進めることを定めています。また、そのためには、市民が参加する、あるいは、市民との協働ができるような仕組みを作ることが求められます。</p> <p>・社会情勢の変化等に対応するために、必要であればいつでも条例を見直し、時間経過による条例の形骸化を防ぎます。</p> <p>・必要に応じて条例を見直すことは、市民がこの条例に対し関心を持ち続ける動機付けにもなります。</p> <p>・社会情勢の変化等により条例を見直す際には、市民の意見を聞きながら見直すことを定めています。</p>	<p>・条例が市民、議会及び行政機関により遵守、活用され効果を発揮しているか等の評価を行い、より良い条例とするための仕組みが必要となりますので、独立した「委員会」を設けます。</p> <p>・「委員会」の市民委員は公募とし、市民の主体性を確保するため市民の代表が過半数となるように選出します。</p> <p>・条例・規則の本条例との整合性の確認や、本条例が市民、議会及び行政機関により守られ、活用されて効果を発揮しているか等の評価を「委員会」が行い、その状況を市民に知らせることが重要であり、評価結果を市長に報告し、報告を受けた市長は内容を市民に公表します。</p> <p>・この条例が守られ活用されるように、内容を充実させ良いものとしていくため、「委員会」は条例の改正の必要があると判断した場合には、市長に対して改正の提言を行うこととします。</p> <p>・社会経済情勢は刻一刻と変わっていくものであることから、市長および市議会議員の任期である</p>

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民自治によるまちづくりを推進するための基本理念と基本原則を定めた条例として、他の条例や規則等の制定や改廃に当たっては、この条例の内容を最大限に尊重し、適合するよう努めなければならないという最高規範性があることを規定しています。 ・この条例は、政策のための「各種制度」(条例など)を執行する際の根拠又は判断基準となる「規範」です。 ・市民自治の更なる発展のためには、この条例の趣旨を流山市のまちづくりに関わる市民等、市及び議会が理解し守ることで、始めて市民自治が推進されていくものです。 ・なお、本項の「最高規範」は最高法規ではないので、法規上の形式的な効力においては、条例に上下関係はありません。 ・本条例の各条項に定める事項を実現するため、条例や仕組みの制度化など必要な措置を講じるように努めることを規定しています。 ・本条項は、市及び議会が地方自治法をはじめ、各種法令等の 		<p>ます。すべてのまちづくりの担い手がこの条例を理解、遵守するために、見直し時も、策定時と同様に、様々な声を広く聞くことが必要です。</p>	<p>4年を目途に、この条例の見直し作業を行うことを提言します。</p>

提言書と他市条例の比較（行政・実効性の確保）

H26.9.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
	<p>内容を適正に解釈したうえで、各条項の内容を適正に運用することを規定しています。</p> <p>・この条例に定められた基本原則等を実現するためには、この条例に定めている各条項を相互に関連付けて活用することにより市民自治を推進し、もって市民福祉の向上に努めることを規定しています。</p>			
実効性の確保	<p>市民等、市長、議員及び職員は、この条例を遵守することにより、市民自治によるまちづくりを推進しなければなりません。(第 40 条第 1 項)</p> <p>市長は、この条例の実効性を確保するため、必要な制度の整備に関する年次計画を定め、この条例の運用状況等を調査し、検討し、その結果を公表しなければなりません。(第 40 条第 2 項)</p> <p>市長は、この条例の実効性を確保するため、市民等及び市民自治によるまちづくりを推進するための地域コミュニティと協議し、連携するものとします。(第 40 条第 3 項)</p> <p>市長は、第 2 項の規定による調査及び検討の結果並びに前項</p>			<p>(委員会の設置)</p> <p>この条例の実効性を確保する仕組みとして、公募市民を過半数とする「評価のための市民委員会」(以下、「委員会」と表記する)を設置します。(第 38 条第 1 項)</p> <p>委員会は、市民自治によるまちづくりが進展しているかどうかについて、市民の目線で見守り、評価し、その進展状況を市民に公表するとともに、これらの評価を市長に報告し、改善点を提言します。(第 38 条第 2 項)</p>

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
	<p>の規定による協議の結果、条例等の改正及び制定等が必要であると判断したときは、適切な措置を講じなければなりません。(第40条第4項)</p>			
<p>条例の遵守</p>	<p>(条例の位置付け) この条例は、流山市が定める市民自治及び市政に関する最高規範であり、他の条例、規則等の制定又は改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に適合するように努めなければなりません。(第2条第1項) 市及び議会は、この条例に定める事項を実現するため、条例等の制定その他必要な措置を講じるよう努めなければなりません。(第2条第2項) 市及び議会は、法令を解釈し、運用する場合は、この条例に照らして、適正に判断するよう努めなければなりません。(第2条第3項) 市及び議会は、この条例に定める事項について、相互に関連付けて活用することにより市民自治を推進し、もって市民福祉の向上に努めなければなりません。(第2条第4項)</p>	<p>(条例の位置付け) この条例は、小平市の自治の基本理念と進め方を定めるものであり、他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図るものとする。(第37条)</p>	<p>市民及び市は、この条例を遵守し、まちづくりを進めなければなりません。(第24条第1項) 市長は、この条例の実効性を確保するため、この条例の運用状況等を調査し、公表するとともに、市民との協働によりその改善に努めます。(第24条第2項)</p>	<p>(条例の位置付け) この条例は、茂原市の自治の基本を定めるものであり、市及び議会は、他の条例、規則などの制定改廃にあたっては、この条例に定める事項との整合性を図ります。(第2条)</p>

提言書と他市条例の比較（行政・実効性の確保）

H26.9.25 協議会資料

項目名	千葉県流山市 自治基本条例	東京都小平市 自治基本条例	愛知県一宮市 自治基本条例	茂原市まちづくり条例 (提言書)
条例の見直し		市は、社会情勢の変化等に対応するため、適切にこの条例を見直すものとする。(第 38 条)	市長は、社会情勢の変化等により、この条例の見直しが必要になったときは、市民の意見を広く求めるよう努めます。(第 25 条)	市長は、この条例の内容を常により良いものにするために、社会経済情勢の変化に照らして、4年を目途に適宜見直しを行い、必要に応じて改正を行うものとします。見直しおよび改正にあたっては、制定時と同じように市民が参加するものとします。(附則)
補則				
【解説】		・この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めるという規定です。		
補則		この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。(第 39 条)		